

地域密着型サービス事業者の指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 2 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用定員は19人未満。

(2) 指定申請案件

① セカンドアルバムみなくら

申請者	東京都台東区東上野2-23-9 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅人
事業所名称	セカンドアルバムみなくら
事業所の所在地	横須賀市鷹取2-14-6
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和3年3月1日
利用定員	10人
実施単位数	1単位
営業日	月曜日から土曜日(祝日を含む)(12/31~1/3休み)
営業時間	8:00~18:00
サービス提供時間	9:00~16:15
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	食費 600円、 おむつ代 150円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（セカンドアルバムみなくら）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員、介護職員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置（社会福祉主事1人 実務経験者2人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上 ----- 看護職員は、看護師又は准看護師	適正に配置 看護職員は、看護師
	利用定員 11人以上	看護職員 ----- 専従1以上 ----- 看護師又は准看護師	/
		介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤2人 介護職員常勤2人
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） ----- 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人

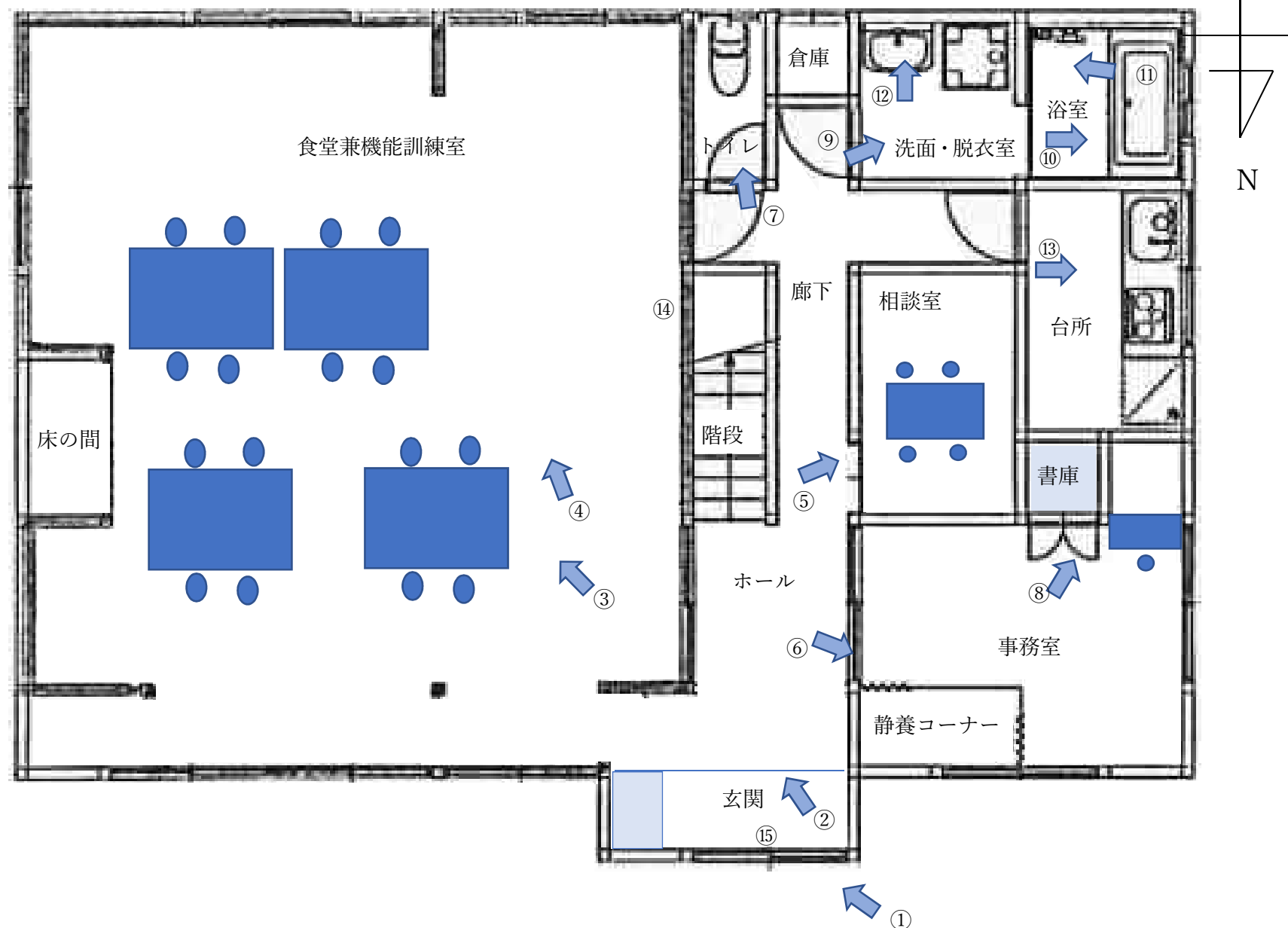
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（セカンドアルバムみなくら）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積$\geq 3 \text{ m}^2 \times$利用定員 ※同一の場所でも可	$54.14 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

セカンドアルバムみなくら 位置図





【現地写真】セカンドアルバムみなくら
(令和3年2月22日撮影)



外観



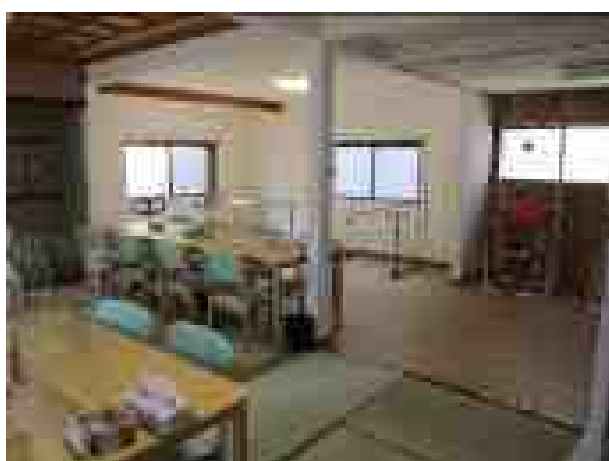
① 玄関（外）



② 玄関（中）



③ 食堂兼機能訓練室



④ 食堂兼機能訓練室



⑤ 相談室

【現地写真】セカンドアルバムみなくら
(令和3年2月22日撮影)



⑥ 静養コーナー



⑦ トイレ



⑧ 事務室



⑨ 脱衣室



⑩ 浴室



⑪ 浴室

【現地写真】セカンドアルバムみなくら
(令和3年2月22日撮影)



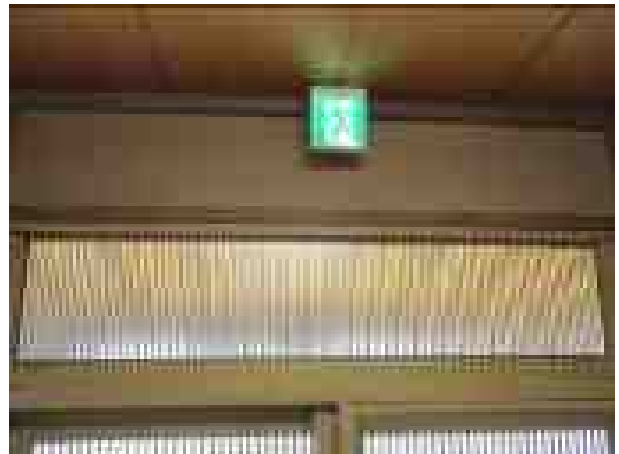
⑫ 洗面



⑬ 台所



⑭ 消火器



⑮ 誘導灯

② セカンドアルバムそら

申 請 者	東京都台東区東上野 2-23-9 岩瀬第二ビル 2 階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅人
事 業 所 名 称	セカンドアルバムそら
事業所の所在地	横須賀市大矢部 2-1-12 二見ビル 1 階
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和 3 年 3 月 1 日
利 用 定 員	10 人
実 施 単 位 数	1 単位
営 業 日	月曜日から土曜日（祝日を含む）（12/31～1/3休み）
営 業 時 間	8:00～18:00
サービス提供時間	9:00～16:15
通常の事業の実施地域	横須賀市
利 用 料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	食費 600円、 おむつ代 150円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（セカンドアルバムそら）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員、介護職員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置（介護福祉士1人 実務経験2人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上 ----- 看護職員は、看護師又は准看護師	適正に配置 看護職員は、看護師
	利用定員 11人以上	看護職員 ----- 専従1以上 ----- 看護師又は准看護師	/
		介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤2人 介護職員常勤2人
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） ----- 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人

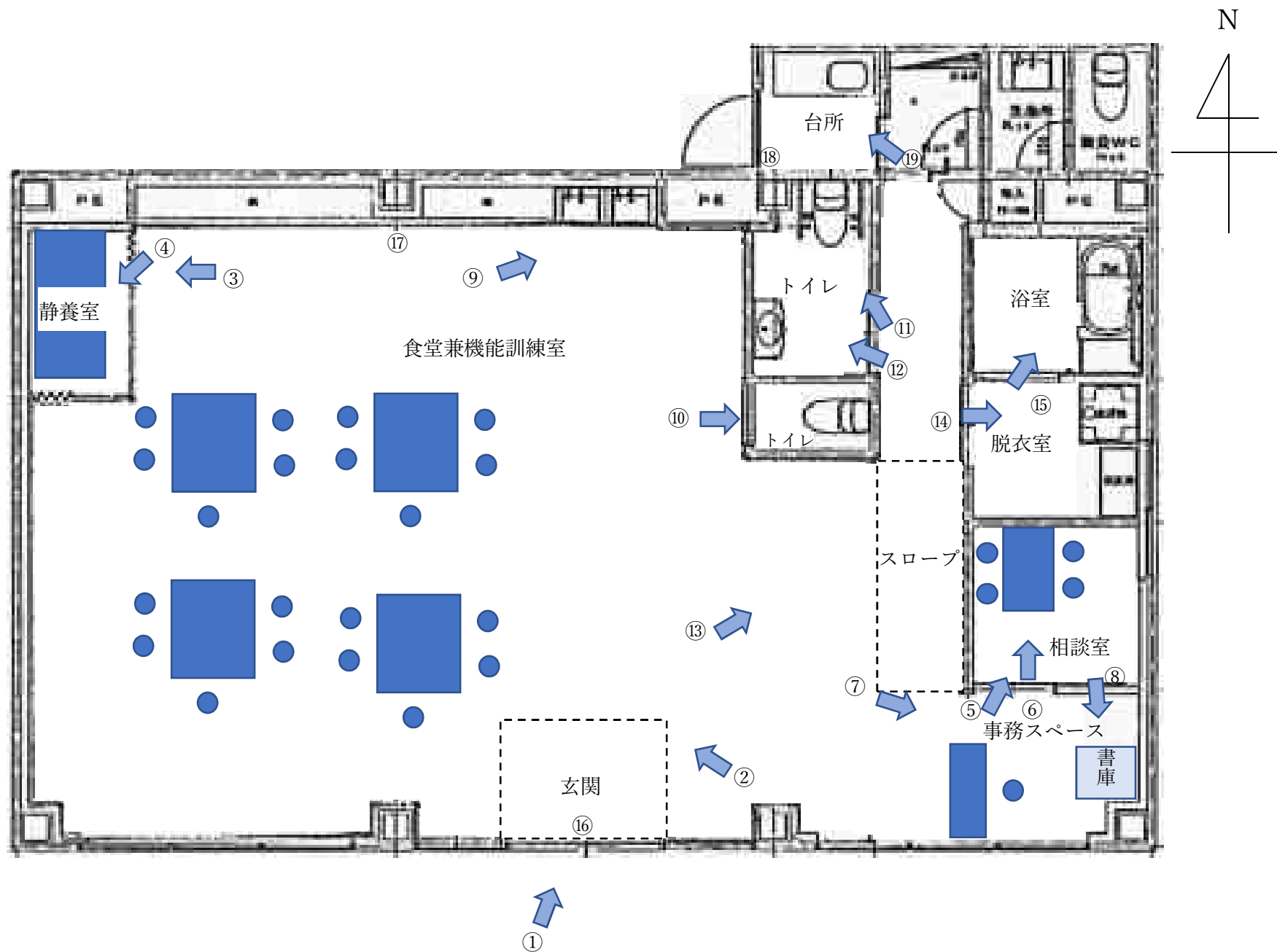
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（セカンドアルバムそら）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積$\geq 3 \text{ m}^2 \times$利用定員 ※同一の場所でも可	$62.48 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、火災報知器、消火器
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

セカンドアルバムそら 位置図





【現地写真】セカンドアルバムそら
(令和3年2月22日撮影)



① 入口



② 食堂兼機能訓練室



③ 静養室（外から）



④ 静養室



⑤ 相談室（外から）



⑥ 相談室

【現地写真】セカンドアルバムそら
(令和3年2月22日撮影)



⑦ 事務スペース



⑧ 鍵付き書庫



⑨ 洗面台



⑩ トイレ

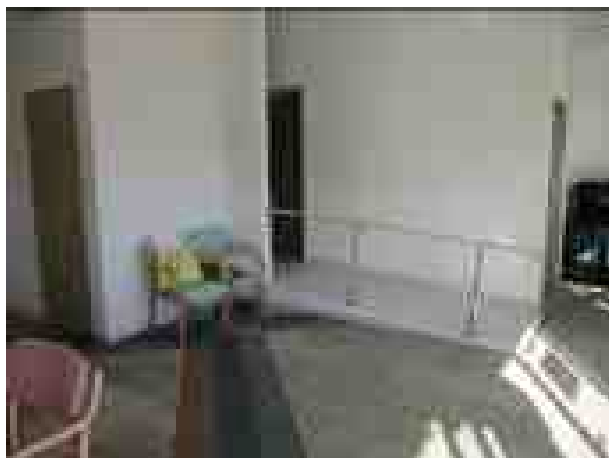


⑪ トイレ



⑫ トイレ

【現地写真】セカンドアルバムそら
(令和3年2月22日撮影)



⑬ スロープ



⑭ 脱衣室



⑮ 浴室



⑯ 非常口



⑰ 火災報知器



⑱ 消火器

【現地写真】セカンドアルバムそら
(令和3年2月22日撮影)



⑱ 台所